

終身しろあり防除施工士資格の申請登録について

下記規定を満たしている方は、終身しろあり防除施工士資格を取得することができます。

ご希望の方は、別紙、終身しろあり防除施工士申請書に必要事項をご記入の上、関東しろあり対策協会事務局までご送付ください。

しろあり防除施工士規定 抜粋

「終身しろあり防除施工士」とは、しろあり防除施工士規定（終身しろあり防除施工士）第8条の2 防除士の登録を受けている者で、次の各号の条件に該当し、理事会の認証を受けた者に当たっては、第7条（登録更新の講習の受講義務）及び第8条（登録の更新）の規定は適応しない事が出来る。

- 一 登録施工業者会員に属する防除士であること。
 - 二 防除士の登録を受けてから 21年以上経過していること。
 - 三 年令が 70才以上であること。
 - 四 連携団体の長の推薦があること。
- 2 前項の適応を受けたものは「終身しろあり防除施工士」と称することができる。
- 3 終身しろあり防除施工士となった者は、公益社団法人日本しろあり対策協会定款第6条（入会）に定める防除士の資格は継続する。

※ご提出頂いた申請書を基に、関東協会にて作成した副申書(四 連携団体の長の推薦)を添えて(公社)日本しろあり対策協会へ書類提出。白対協理事会にて終身しろあり防除施工士資格の最終決定となります。申請書ご提出時期によっては、次年の申請扱い及び決定となる場合もございます。ご了承ください。

公益社団法人

日本しろあり対策協会 会長 殿

終身しろあり防除施工士資格取得申請書

フリガナ			
氏名			
登録番号			
資格取得年月日	昭和 平成	年	月 日
生年月日	昭和	年	月 日
自宅住所	〒 電話		
所属会社	名称		
	住所	〒 電話 FAX	

* しろあり防除施工士規定抜粋

(終身しろあり防除施工士)

第8条2 防除士の登録を受けている者で、次の各号の条件に該当し、理事会の承認を受けた者
にあつては、第7条(登録更新の講習の受講義務)及び第8条(登録の更新)の
規定は適用しないことができる。

- 一 登録施工業者会員に所属する防除士であること。
- 二 防除士の登録を受けてから21年以上経過していること。
- 三 年令が70才以上であること。
- 四 連携団体の長の推薦があること。

70才以上は、数え年での推薦要件とする。

1月1日に70才を迎える人も、同じ年の12月31日に70才を迎える人も同じ歳として見なす。